

消 防 救 第 284 号
令和 7 年 8 月 12 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）で全国消防長会に対して
支払う経費について（通知）

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）においては、「マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）の実施に要する経費について（通知）」（令和 7 年 4 月 15 日付け消防救第 117 号）でもお伝えしたとおり、令和 8 年度以降のマイナ救急の実施に要する経費は、各消防本部に御負担していただく必要があります。そのうち社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が運用するオンライン資格確認等システムの利用料や電子証明書の発行に係る経費（以下「利用料」という。）については、全国消防長会の会費に上乗せして支払うこととなります。

具体的な支払方法は別紙「利用料の支払の流れ」のとおりですので、マイナ救急を実施する消防本部におかれましては適切に御対応いただきますようお願いいたします。

来年度の利用料の概算額：一隊あたり 10,000 円程度

なお、本件は全国消防長会や支払基金とも協議済みの内容であることを申し添えます。

貴職におかれましては、本通知の内容を御了知いただくとともに、貴都道府県内の消防本部に対して周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】消防庁救急企画室
安藤補佐、金子補佐、駒走係長、
森係長、神代事務官
電 話：03-5253-7529（直通）
E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp

別紙

利用料の支払の流れ

令和 7 年 7 月

- ・ 支払基金→消防庁 令和 8 年度利用料合計の概算額を示す

令和 7 年 8 月

- ・ 消防庁→全国消防長会 上記概算額を示す
- ・ 消防庁→消防本部 令和 8 年度利用料の 1 隊あたりの概算額を示す (本通知)

令和 7 年 9 月

- ・ 全国消防長会→消防本部 令和 8 年度の全国消防長会の会費を示す
(利用料については 12 月に消防庁から別途示すこととする)

令和 7 年 11～12 月

- ・ 消防庁→消防本部 令和 8 年度の隊数調査を実施する

令和 7 年 12 月

- ・ 支払基金→消防庁 令和 8 年度利用料合計の確定額を示す
- ・ 消防庁→消防本部、全国消防長会 令和 8 年度利用料の消防本部ごとの確定額を示す
(隊数調査で把握した隊数を算出の際に用いる)

令和 8 年 4 月

- ・ 全国消防長会→消防本部 令和 8 年度の全国消防長会の会費を請求 (利用料も含む)

令和 8 年 4～9 月

- ・ 消防本部→全国消防長会 令和 8 年度分の全国消防長会の会費を支払う (利用料も含む)

令和 8 年 10 月

- ・ 全国消防長会→支払基金 令和 8 年度利用料合計の確定額を支払う